

（別表第1）（第2条関係）

74の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分				単位	金額	
(1) 法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	ア 新築住宅	(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）若しくは同項に規定する住宅性能評価書（以下この項において「住宅性能評価書」という。）又はこれらの写しが提出された場合	1戸建ての住宅		1戸	17,000円
			共同住宅、長屋その他 1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	28,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	42,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	68,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	108,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	165,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	281,000円
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	362,000円
				1棟の戸数が300を超えるもの	〃	418,000円
			(イ) (ア)以外の場合	1戸建ての住宅		1戸
	共同住宅、長屋その他 1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの		1棟	86,000円	
		1棟の戸数が5を超え10以下のもの		〃	155,000円	
		1棟の戸数が10を超え25以下のもの		〃	302,000円	
		1棟の戸数が25を超え50以下のもの		〃	531,000円	
		1棟の戸数が50を超え100以下のもの		〃	891,000円	
		1棟の戸数が100を超え200以下のもの		〃	1,624,000円	
		1棟の戸数が200を超え300以下のもの		〃	2,290,000円	
		1棟の戸数が300を超えるもの		〃	2,798,000円	
	イ 既存住宅	(ア) 確認書又はその写しが提出さ		1戸建ての住宅		1戸
			共同住宅、	1棟の戸数が5以下	1棟	38,000円

		れた場合	長屋その他 1 戸建ての 住宅以外の 住宅	のもの				
				1 棟の戸数が 5 を超 え10以下のもの	〃	60, 000円		
				1 棟の戸数が10を超 え25以下のもの	〃	98, 000円		
				1 棟の戸数が25を超 え50以下のもの	〃	156, 000円		
				1 棟の戸数が50を超 え100以下のもの	〃	238, 000円		
				1 棟の戸数が100を超 え200以下のもの	〃	405, 000円		
				1 棟の戸数が200を超 え300以下のもの	〃	519, 000円		
				1 棟の戸数が300を超 えるもの	〃	596, 000円		
				(イ) (ア)以 外の場合	1 戸建ての住宅		1 戸	73, 000円
					共同住宅、 長屋その他 1 戸建ての 住宅以外の 住宅	1 棟の戸数が 5 以下 のもの	1 棟	144, 000円
		1 棟の戸数が 5 を超 え10以下のもの	〃			230, 000円		
		1 棟の戸数が10を超 え25以下のもの	〃			449, 000円		
		1 棟の戸数が25を超 え50以下のもの	〃			790, 000円		
		1 棟の戸数が50を超 え100以下のもの	〃			1, 326, 000 円		
		1 棟の戸数が100を超 え200以下のもの	〃			2, 420, 000 円		
		1 棟の戸数が200を超 え300以下のもの	〃			3, 411, 000 円		
		1 棟の戸数が300を超 えるもの	〃			4, 166, 000 円		
		1 戸建ての住宅			1 戸	23, 000円		
		共同住宅、長屋 その他 1 戸建 ての住宅以外 の住宅	1 棟の戸数が 5 以下のもの		1 棟	38, 000円		
			1 棟の戸数が 5 を超え10以下の もの		〃	60, 000円		
			1 棟の戸数が10を超え25以下の もの		〃	98, 000円		
			1 棟の戸数が25を超え50以下の もの		〃	156, 000円		
			1 棟の戸数が50を超え100以下の もの		〃	238, 000円		
			1 棟の戸数が100を超え200以下 のもの		〃	405, 000円		
			1 棟の戸数が200を超え300以下 のもの	〃	519, 000円			
			1 棟の戸数が300を超えるもの	〃	596, 000円			

(2) 法第 6 条第 1 項の規定 による長 期優良住 宅維持保 全計画の 認定の申 請に対す る審査	ア 確認書 若しくは 住宅性能 評価書又 はこれら の写しが 提出され た場合	1 戸建ての住宅		1 戸	23, 000円
		共同住宅、長屋 その他 1 戸建 ての住宅以外 の住宅	1 棟の戸数が 5 以下のもの	1 棟	38, 000円
			1 棟の戸数が 5 を超え10以下の もの	〃	60, 000円
			1 棟の戸数が10を超え25以下の もの	〃	98, 000円
			1 棟の戸数が25を超え50以下の もの	〃	156, 000円
			1 棟の戸数が50を超え100以下の もの	〃	238, 000円
			1 棟の戸数が100を超え200以下 のもの	〃	405, 000円
			1 棟の戸数が200を超え300以下 のもの	〃	519, 000円
			1 棟の戸数が300を超えるもの	〃	596, 000円

	イ ア以外 の場合	1 戸建ての住宅			1 戸	73, 000円	
		共同住宅、長屋 その他 1 戸建ての住宅以外の住宅	1 棟の戸数が 5 以下のもの		1 棟	144, 000円	
			1 棟の戸数が 5 を超え10以下のもの		〃	230, 000円	
			1 棟の戸数が10を超え25以下のもの		〃	449, 000円	
			1 棟の戸数が25を超え50以下のもの		〃	790, 000円	
			1 棟の戸数が50を超え100以下のもの		〃	1, 326, 000円	
			1 棟の戸数が100を超え200以下のもの		〃	2, 420, 000円	
			1 棟の戸数が200を超え300以下のもの		〃	3, 411, 000円	
			1 棟の戸数が300を超えるもの		〃	4, 166, 000円	
(3) 法第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 新築住宅	(ア) 住宅の構造又は設備の変更（(イ)に掲げるものを除く。）	a 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	1 戸建ての住宅		1 戸	2, 000円
				共同住宅、長屋 その他 1 戸建ての住宅以外の住宅	1 棟の戸数が 5 以下のもの	1 棟	11, 000円
					1 棟の戸数が 5 を超え10以下のもの	〃	19, 000円
					1 棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	33, 000円
					1 棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	54, 000円
					1 棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	87, 000円
					1 棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	152, 000円
					1 棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	199, 000円
					1 棟の戸数が300を超えるもの	〃	234, 000円
			b a 以外		1 戸建ての住宅	1 戸	16, 000円

			の場合	共同住宅、長屋 その他 1 戸建ての住宅以外の住宅	1 棟の戸数が 5 以下のもの	1 棟	40, 000 円		
					1 棟の戸数が 5 を超え 10 以下のもの	〃	75, 000 円		
					1 棟の戸数が 10 を超え 25 以下のもの	〃	150, 000 円		
					1 棟の戸数が 25 を超え 50 以下のもの	〃	266, 000 円		
					1 棟の戸数が 50 を超え 100 以下のもの	〃	449, 000 円		
					1 棟の戸数が 100 を超え 200 以下のもの	〃	823, 000 円		
					1 棟の戸数が 200 を超え 300 以下のもの	〃	1, 163, 000 円		
					1 棟の戸数が 300 を超えるもの	〃	1, 424, 000 円		
					(イ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築が完了した住宅の構造又は設備の変更				
					a 確認書又はその写しが提出された場合	1 戸建ての住宅	1 戸	8, 000 円	
						共同住宅、長屋 その他 1 戸建ての住宅以外の住宅	1 棟の戸数が 5 以下のもの	1 棟	17, 000 円
							1 棟の戸数が 5 を超え 10 以下のもの	〃	25, 000 円
							1 棟の戸数が 10 を超え 25 以下のもの	〃	39, 000 円
							1 棟の戸数が 25 を超え 50 以下のもの	〃	60, 000 円
		1 棟の戸数が 50 を超え	〃	93, 000 円					

					100以下のもの		
					1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	158,000円
					1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	205,000円
					1棟の戸数が300を超えるもの	〃	240,000円
					b a 以外の場合		
					1戸建ての住宅	1戸	22,000円
					共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟 46,000円
						1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃 81,000円
						1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃 156,000円
						1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃 272,000円
						1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃 455,000円
						1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃 829,000円
						1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃 1,169,000円
						1棟の戸数が300を超えるもの	〃 1,430,000円
					(ウ) (ア)及び(イ)以外の変更		
						1件	2,000円
	イ 既存住宅	(ア) 住宅の構造又は設備の変更 ((イ)に掲	a 確認書又はその写しが提出された	1戸建ての住宅		1戸	3,000円
				共同住宅、長屋	1棟の戸数が5以下の	1棟	22,000円

			げるものを 除く。)	場合	その他 1 戸建ての 住宅以外 の住宅	もの		
						1 棟の戸数 が 5 を超え 10 以下のも の	〃	34,000円
						1 棟の戸数 が 10 を超え 25 以下のも の	〃	61,000円
						1 棟の戸数 が 25 を超え 50 以下のも の	〃	104,000円
						1 棟の戸数 が 50 を超え 100 以下の もの	〃	169,000円
						1 棟の戸数 が 100 を超 え 200 以下 のもの	〃	292,000円
						1 棟の戸数 が 200 を超 え 300 以下 のもの	〃	375,000円
						1 棟の戸数 が 300 を超 えるもの	〃	428,000円
				b a 以外 の場合	1 戸建ての住宅		1 戸	24,000円
					共同住 宅、長屋 その他 1 戸建ての 住宅以外 の住宅	1 棟の戸数 が 5 以下の もの	1 棟	69,000円
						1 棟の戸数 が 5 を超え 10 以下のも の	〃	112,000円
						1 棟の戸数 が 10 を超え 25 以下のも の	〃	223,000円
						1 棟の戸数 が 25 を超え 50 以下のも の	〃	395,000円
						1 棟の戸数 が 50 を超え 100 以下の もの	〃	667,000円
						1 棟の戸数	〃	1,221,000

			が100を超え200以下のもの		円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	1,723,000円
			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	2,108,000円
(イ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築が完了した住宅の構造又は設備の変更	a 確認書又はその写しが提出された場合	1戸建ての住宅	1戸		9,000円
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	28,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	40,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	67,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	110,000円
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	175,000円
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	298,000円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	381,000円
			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	434,000円
		b a以外の場合	1戸建ての住宅	1戸	30,000円
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	75,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	118,000円

					の		
					1 棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	229, 000円
					1 棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	401, 000円
					1 棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	673, 000円
					1 棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	1, 227, 000円
					1 棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	1, 729, 000円
					1 棟の戸数が300を超えるもの	〃	2, 114, 000円
					(ウ) (ア)及び(イ)以外の変更		
(4) 法第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 住宅の構造又は設備の変更	(ア) 確認書又はその写しが提出された場合	1 戸建ての住宅		1 戸	9, 000円	
			共同住宅、長屋その他 1 戸建ての住宅以外の住宅	1 棟の戸数が 5 以下のもの	1 棟	28, 000円	
				1 棟の戸数が 5 を超え10以下のもの	〃	40, 000円	
				1 棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	67, 000円	
				1 棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	110, 000円	
				1 棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	175, 000円	
				1 棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	298, 000円	
				1 棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	381, 000円	
				1 棟の戸数が300を超えるもの	〃	434, 000円	
			(イ) (ア)以外の場合	1 戸建ての住宅		1 戸	30, 000円
		共同住宅、長屋その他		1 棟の戸数が 5 以下のもの	1 棟	75, 000円	

		1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	118,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	229,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	401,000円
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	673,000円
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	1,227,000円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	1,729,000円
			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	2,114,000円
			イ ア以外の変更		
(5) 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査			〃	2,000円	
(6) 法第9条第3項の規定による管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査			〃	2,000円	
(7) 法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査			〃	2,000円	
(8) 法第18条第1項の規定による住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査			〃	160,000円	

- (備考) 1 この項の(1)、(2)、(3)又は(4)の場合において、一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、(1)、(2)、(3)又は(4)に定める区分に応じ、それぞれ(1)、(2)、(3)又は(4)に定める額を棟ごとに納付するものとする。
- 2 この項の(1)又は(3)の場合において、法第6条第2項に規定する申出があったときは、この項の(1)又は(3)に定める額に、68の項の(1)に定める区分に応じ、それぞれ同項の(1)に定める額を加えた額とする。
- 3 この項の(3)のア又はイの場合において、一の変更の申請に(ア)及び(ウ)又は(イ)及び(ウ)の変更が含まれているときは、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額に(ウ)に定める額を加えた額とする。
- 4 この項の(4)の場合において、一の変更の申請にア及びイの変更が含まれているときは、それぞれアに定める額にイに定める額を加えた額とする。